

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

住所又は居所

ふりがな

氏名

(印)

「理事」

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の

「監事」

に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(備考) <-以下、申請の際は削除

- 1 用紙の大きさ 日本産業規格A列4番
- 2 特定非営利活動法人〇〇〇〇には、認証を受けようとする法人の名称を記載してください。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法の施行に関する条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載してください。
- 4 日付は、設立の意思の決定の日以降、申請日までの日付を記載してください。
- 5 謄本を提出する場合は、事務所に保管する原本をコピーし、提出してください。
- 6 原本を提出いただいても構いませんが、その場合、原本は返却されません。

(参考)

(役員の欠格事由)

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員等（暴力団の構成団体（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者）
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員の親族等の排除)

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(注 役員が6人以上の場合に限り、配偶者又は3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。)